

被保険者証の更新について

村の国民健康保険の被保険者証(保険証)は、最大1年毎の更新で毎年7月31日までが有効期限となっています。8月1日(月)から使用する保険証を7月中に簡易書留郵便で郵送しますので、お手元に届きましたら枚数や氏名などをご確認ください。

※地震の影響により、ご自宅から避難されている被保険者の皆さまへ

被保険者証(保険証)は住所地への発送となります。確実にお届けするため、郵便局の転送サービスの申し込みをお願いします。全国どこの郵便局でも申し込むことができます。

有効期限は平成29年7月31日となりますが、有効期限内に高齢受給者証の対象になる人(70歳到達)や退職者医療制度の該当となっている人は、有効期限が異なる場合がありますのでご注意ください。

限度額適用・標準負担額減額認定証について

○限度額適用・標準負担額減額認定証を病院窓口で提示すると

一医療機関・一診療科での医療費の支払いが、高額療養費の自己負担限度額までとなるため、医療機関窓口で多額の現金を支払う必要がなくなります(入院時の食事代・室料などは含まれません)。さらに、住民税非課税世帯は、入院時の食事代が減額になります。

○対象者

- ・70歳未満の人
- ・70歳以上75歳未満の住民税非課税世帯の人(課税世帯の人は対象外です)

※保険料に未納がある人…国民健康保険税の滞納がある人、収入の確定申告をしていない人は認定証の発行ができないことがあります。

○申請に必要な物

- ・国民健康保険証
- ・印鑑

○限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限について

「国民健康保険限度額適用認定証」および「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は、毎年7月31日までとなっています。8月1日以降必要な人は再度申請をしてください。

○自己負担限度額

[高額療養費自己負担限度額(月額)(70歳未満)]

所得区分		自己負担限度額	多数該当(※1)
ア	旧ただし書き所得901万円超	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
イ	旧ただし書き所得600万円超901万円以下	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
ウ	旧ただし書き所得210万円超600万円以下	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
エ	旧ただし書き所得210万円以下	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

[高額療養費自己負担限度額(月額)(70歳以上)]

区分		個人外来	・70歳以上の世帯合算限度額 ・入院時自己負担限度額
住民税課税	[現役並み所得者(※2)]3割	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% [多数該当の場合 44,400円(※1)]
	[一般]2割	12,000円	44,400円
非課税	[低所得者]2割	Ⅱ(※3)	24,600円
		Ⅰ(※4)	15,000円

(※1) 同じ世帯で、12カ月以内に4回以上の高額療養費の支給を受ける場合、4回目以降は限度額が下がります。

(※2) 現役並み所得者とは、保険証自己負担割合が3割の人

(※3) 低所得Ⅱとは、世帯主および世帯全員が住民税非課税の人

(※4) 低所得Ⅰとは、世帯主および世帯全員が住民税非課税で、かつ所得が0円の人。(単身世帯で年金収入のみの場合は、年金収入が80万円以下)